

〈よくある不備についてのご注意〉

ご提出前に、以下の内容をご確認ください。

【飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の写し】

- × 営業許可証の有効期間が要請期間のすべてを含んでいない
- 営業許可証の有効期間が要請期間の途中で切れている場合は、更新後の営業許可証の提出が必要です。また、「協力開始日より前」から営業許可を取得のうえ、営業している必要があります。

- × 営業許可証に表示された名義人と申請者が一致しない
(代表者名等が異なる、法人・個人が一致していない等)
- 営業許可証に表示された名義人が協力金申請の対象者となります。対象者が申請してください。

- × 営業許可証の営業所在地と申請店舗の住所が一致していない
- 営業許可証の営業所在地は申請店舗の住所と一致している必要があります。

【直近の売上台帳等の写し】

- × 「年度」「月」の記載がない
- 「年度」「月」が分かるように記載してください。

【営業時間短縮（休業）及び通常の営業時間等の状況が確認できる書類】

- × 要請期間のすべての期間において、休業または営業時間短縮を行ったことが分からない
- 要請期間のすべての期間において、休業または営業時間短縮を行ったことを表す写真等をご提出ください。(休業又は営業時間を短縮している期間が分からない場合や、短縮している営業時間が分からない場合は不備となります。)

- × (酒類提供可の時期・地域の場合) 酒類提供の終了時間が分からない
- 酒類提供の終了時間を表す写真等をご提出ください。
(ラストオーダーの記載だけは不備となります。)

- × 営業時間が2部制等の場合、一部の営業時間しか分からない
- すべての営業時間を表す写真等をご提出ください。
(例)「午前の部 11:00～14:00/午後の部 17:00～24:00」の場合、「11:00～24:00」と記載してください。

【<時短営業を実施した場合>感染拡大防止対策を実施していたことが確認できる書類】

→ 原則、「飲食店の感染防止対策チェックリスト」の写しをご提出ください。（7/12～8/1、8/2～8/31の期間毎*の写しが必要となりますのでご注意ください。）

※八千代市、鎌ヶ谷市の場合は、7/12～7/18、7/19～8/1、8/2～8/31

なお、現地調査に立ち会えなかった場合は、感染拡大防止対策取組状況報告書（取り組み状況のわかる写真）をご提出ください。

詳細は、申請要領をご確認ください。

【<まん延防止等重点措置期間に酒類を提供している場合>飲食店の感染防止対策チェックリストの写し】

→要請期間前に自己チェックを行ったチェックリストを作成・保存する必要がありますのでご注意ください。

【前年又は前々年の確定申告書類の控え】

→原則、申請者と確定申告書類の名義が一致している必要がありますのでご注意ください。